

勸告	説明図表番号
<p>(4) 運輸安全マネジメントの推進</p> <p>【制度の概要】</p> <p>ア 経緯</p> <p>平成 17 年に、JR 西日本の福知山線における脱線事故、近鉄バス転覆事故、九州商船フェリーの防波堤衝突事故、JAL 客室乗務員の非常口扉の操作忘れ等の輸送事業における事故・トラブル等が相次いで発生し、これらの多くに共通する原因として、いわゆるヒューマンエラーとの関連が指摘された。</p> <p>このため、国土交通省は、平成 17 年 6 月に「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置した。同検討委員会においては、ヒューマンエラーを要因とした公共交通機関の事故やトラブルについて、その発生のメカニズムを検証するとともに、「ヒューマンエラーは発生するもの」との認識の下に、企業風土や組織の在り方、個人の教育、健康管理、事故防止技術などに関して、総合的な対策の検討が行われた。</p> <p>その結果、平成 17 年 8 月に、当該検討委員会により、①事業者による PDCA サイクルの考えを取り入れた安全マネジメント態勢の構築が必要、②国が事業者における「安全マネジメント」を含む安全管理体制の確認を行う「安全マネジメント評価」を実施することが必要との 2 つの大きな方向性が取りまとめられた。</p> <p>これを受け、平成 18 年 3 月に、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 19 号）が制定され、これにより、同年 10 月から運輸安全マネジメント制度¹が導入された。</p> <p>イ 事業者の責務</p> <p>(ア) 輸送の安全に関する措置</p> <p>貸切バス事業者は、運輸安全マネジメントの導入により、「輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全の向上に努めなければならない」（道路運送法第 22 条）とされ、その保有する車両規模に応じて、次のとおり、道路運送法に基づく輸送の安全に関する措置が義務付けられている。</p> <p>① 事業用自動車の保有車両数が 200 両以上の大規模事業者</p> <p>i) 安全管理規程²の作成、作成又は変更したときの国土交通大臣への届出（同法第 22 条の 2 第 1 項）</p> <p>ii) 安全統括管理者の選任、選任又は解任したときの国土交通大臣への届出（同法第 22 条の 2 第 4 項及び第 5 項）</p> <p>② すべての貸切バス事業者</p> <p>輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置</p>	<p>表Ⅱ - 1 - (4) - ① 運輸安全マネジメントに関する規定</p>

その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報の公表（同法第 29 条の 3）

(イ) 輸送の安全にかかわる情報の公表

貸切バス事業者が道路運送法第 29 条の 3 により公表しなければならない情報は、具体的には運輸規則第 47 条の 7 により、輸送の安全に関する基本的な方針等の情報及び処分を受けた場合の内容等に関する情報とされ、これらをインターネット等により公表することとされている。

a 輸送の安全に関する基本的な方針等の情報

貸切バス事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る、目標及びその達成状況、事故に関する統計のほか、事業用自動車の保有車両数に応じて、組織体制及び指揮命令系統等の情報について、毎事業年度の経過後 100 日以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

b 処分を受けた場合の内容等に関する情報

平成 19 年 4 月 1 日以降に、道路運送法第 27 条第 2 項に基づく輸送の安全等確保命令、同法第 31 条に基づく事業改善命令又は同法第 40 条に基づく行政処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により 3 年間公表しなければならない。

さらに、これらの公表の内容及び方法は、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」³において具体的に定められており、公表手段として、自社ホームページへの掲載、報道機関へのプレス発表、自社広報誌等への掲載、営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示、事業用車両内における掲示が例示されている。

【調査結果】

ア 国土交通省における運輸安全マネジメント制度の周知状況

国土交通省は、貸切バス事業を含む運輸事業者を対象とした説明会等において、運輸安全マネジメント制度の周知を行っており、平成 19 年 4 月から 20 年 1 月までの間に、①地方運輸局・運輸支局等による説明会、②事業者団体主催会議、③独立行政法人自動車事故対策機構（以下単に「自動車事故対策機構」という。）主催の運輸安全マネジメント講習、④自動車事故対策機構主催の運行管理者講習等において周知している。

その実績は、貸切バス、乗合バス、ハイヤー・タクシー及びトラックの

表Ⅱ-1-(4)-①
運輸安全マネジメントに関する規定
(再掲)

表Ⅱ-1-(4)-②

<p>上記①及び②の輸送の安全にかかわる情報をいずれか一方でも公表していなかった貸切バス事業者 67 事業者のうち、未公表理由が判明した 65 事業者についてその理由をみると、公表の範囲・方法等の不知が 40.0% (26 事業者)、運輸安全マネジメント制度の存在自体の不知が 12.3% (8 事業者)、大規模な事業者のみを対象としているものと誤認が 10.8% (7 事業者) と 6 割以上の事業者が運輸安全マネジメント制度を十分に理解していないことを挙げている。</p> <p>また、行政処分の内容等が未公表となっていることについては、地方運輸局等において、処分時の周知が十分ではないことや処分後の改善措置状況を把握する中で公表状況の確認が不十分であることもその原因となっている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、運輸安全マネジメントの推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 貸切バス事業者に対する指導・監査時の機会を活用するなどして、所管するすべての貸切バス事業者に対して、制度の周知を徹底すること。</p> <p>② 地方運輸局等に対し、貸切バス事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表状況の確認を徹底させること。</p>	<p>表Ⅱ-1-(4)-⑤ 貸切バス事業者が輸送の安全にかかわる情報を公表していない理由</p>
---	--

- ¹ 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック及び改善のサイクル（PDCAサイクル）を活用して、事業者全体の安全の確保・向上を継続的に行う仕組みをいう。
- ² 安全管理規程は、輸送の安全を確保するための、①事業の運営の方針に関する事項、②事業の実施及びその管理の体制に関する事項、③事業の実施及びその管理の方法に関する事項等で構成される（道路運送法第 22 条の 2 第 2 項）。
- ³ 平成 18 年 9 月 27 日付け国自総第 321 号、国自旅第 180 号、国自貨第 84 号大臣官房運輸安全管理官、自動車交通局安全政策課長、自動車交通局旅客課長、自動車交通局貨物課長通達（平成 21 年 10 月 16 日付けで廃止、同日付けで新規通達発出）

表Ⅱ－１－(4)－① 運輸安全マネジメントに関する規定

○ 道路運送法（抜粋）

（輸送の安全性の向上）

第 22 条 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（安全管理規定等）

第 22 条の 2 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第 29 条の 3 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第 47 条の 7 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、法第 27 条第 2 項（法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 31 条又は第 40 条（法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

表Ⅱ－１－(4)－② 運輸安全マネジメント制度に関する周知実績

(単位：回、人)

区分	実施回数	参加人数
地方運輸局・運輸支局等による説明会	52	1,731
事業者団体主催会議	134	15,581
事故対策機構主催の運輸安全マネジメント講習	48	
事故対策機構主催の運行管理者講習	554	53,506
合計	788	70,818

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成19年4月から20年1月までの説明会等における実績である。
 3 参加人数には乗合バス、タクシー及びトラック事業の関係者が含まれている。

表Ⅱ－１－(4)－③ 輸送の安全に関する基本的な方針等の公表状況

(単位：事業者、%)

運輸局等	調査した事業者数		
		輸送の安全に関する基本的な方針等を公表しているもの	輸送の安全に関する基本的な方針等を公表していないもの
北海道	10	0	10
東北	11	1	10
関東	3	2	1
中部	10	1	9
近畿	10	7	3
中国	10	2	8
四国	10	4	6
九州	10	2	8
沖縄	10	0	10
合計	84(100)	21 (25.0)	63 (75.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。

表Ⅱ－１－(4)－④ 行政処分を受けた場合における処分の内容、処分に基づき講じた措置等の公表状況
(単位：事業者、%)

運輸局等	平成 19 年 4 月 1 日以 降に行政処分を受け た事業者		
	行政処分の内容、当該処 分に基づき措置及び講 じようとする措置を公 表しているもの	行政処分の内容、当該処 分に基づき措置及び講 じようとする措置を公表し ていないもの	
北海道	2 (13.3)	0	2 (13.3)
東北	3 (20.0)	0	3 (20.0)
関東	1 (6.7)	0	1 (6.7)
中部	2 (13.3)	0	2 (13.3)
近畿	1 (6.7)	0	1 (6.7)
中国	2 (13.3)	0	2 (13.3)
四国	3 (20.0)	0	3 (20.0)
九州	1 (6.7)	0	1 (6.7)
合計	15 (100)	0	15 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 調査時点は各運輸局を調査した時点（平成 20 年 8 月から 11 月にかけて）である。
3 () 内は、構成比である。

事例Ⅱ－１－(4) 行政処分等にかかる内容等を公表していない例

区分	事故・行政処分の内容	未公表理由
北海道	Bz ・平成 19 年 8 月 4 日事故（転落） ・平成 19 年 8 月 7 日監査 ・平成 19 年 12 月 18 日行政処分（無車検走行、 点呼の実施義務違反等 13 項目違反により、輸送 施設停止 540 日車）	制度自体を承知し ていない
	Ej ・平成 19 年 7 月 22 日事故（重傷 3 人、軽傷 1 人） ・平成 19 年 10 月 25 日監査 ・平成 20 年 1 月 16 日行政処分（区域外運送等 8 項目違反により、輸送施設停止 195 日車）	どのような内容を 公表してよいか承 知していない
中国	Ba ・平成 20 年 5 月 3 日事故（軽傷 6 人） ・平成 20 年 5 月 8 日特別監査 ・平成 20 年 8 月 5 日行政処分（運転者に対して 適切な指導及び監督が行われていなかったとい う違反ほか 2 件により、輸送施設停止 30 日車）	大規模な事業者の みを対象としてい るものと誤認

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(4)－⑤ 貸切バス事業者が輸送の安全にかかわる情報を公表していない理由
(単位：事業者、%)

区分	事業者数	主な未公表理由
公表の範囲・方法等についての不知	26 (40.0)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全に係る情報を作成していたが、公表義務のあることを承知していなかったため。 ・基本的な方針等の公表は実施しているが、行政処分の公表まで必要とは知らなかったため。
制度の存在自体の不知	8 (12.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメント制度を承知していなかったため。
大規模な事業者のみを対象としているものと誤認	7 (10.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度は運行管理者一般講習により承知していたが、公表義務は保有車両数200台以上の事業者のみと誤認していたため。
その他	24 (36.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸局等から具体的な指導がないこともあり、方針等の策定に至っていないため。 ・制度は承知しているが、小規模事業者でもあり、社内の方針を公表することまでは必要ないと考えているため。
合計	65 (100)	—

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、構成比である。